

[illegible]

殿

(印 影 印 刷)

日本郵政省
スポーツ
省印刷局

(印 影 印 刷)

このことについては、かねてから御配慮いただいているところですが、このたび中央防災会議会長（内閣総理大臣）から別添（写）のとおり「降積雪期における防災態勢の強化等について」の通知がありました。

また、多雪区域内の学校建物、とりわけ屋内運動場については、倒壊事故の発生を未然に防止するとともに、通学路についても、地域の関係機関等とも連携を図り、安全確保に一層努めていただくなど、適切な雪害防止対策の実施をお願いします。

なお、都道府県教育委員会教育長及び都道府県知事におかれては、域内の市町村教育委員会又は所管の私立学校等に対して周知していただくようお願いします。

施設企画課 防災推進室 防災調整係
電話 03-5253-4111（内2290）

学校健康教育課 学校安全係、防災教育係
電話 03-5253-4111 (内2917, 4950)

大

写

別 添

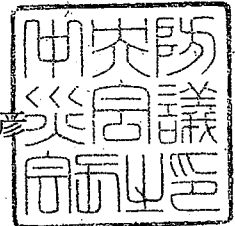


中 防 災 第 27 号
平成 24 年 12 月 13 日

文部科学大臣 殿

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)

野 田 佳 彦



降積雪期における防災態勢の強化等について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に尽力されているところであるが、依然として毎年災害による犠牲者が発生している状況にある。

近年の降積雪期における被害をみると、毎年人的被害が発生している。平成 18 年豪雪において 152 名に上る多数の死者が発生したことを始めとして、平成 22 年度は死者 131 名、重傷者 636 名等、昨冬期も大雪により、死者 134 名、重傷者 883 名等の人的被害が発生するとともに、住家被害や、電力、ガス、水道等ライフラインの被害、交通障害、農林水産業への被害等が発生した。

豪雪地帯は、高齢化、過疎化が進み、除雪の担い手となる建設業者等も減少していることもあり、被害の増加につながっている面があることに注意が必要である。

以上を踏まえ、これから本格的な降積雪期を迎えるに当たり、人命の保護を第一とした防災態勢の一層の強化を図るべく、下記の点に留意した取組を行うとともに、貴管下関係機関に対し、周知徹底をお願いする。

記

1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

気象庁が発表する大雪警報・注意報、なだれ注意報、大雪に関する気象情報等の防災気象情報、低温に関する異常天候早期警戒情報、1 か月予報等による長期的な降雪量予報及び降積雪の状況に注意を払うとともに、必要な場合には、これらの情報を住民その他必要な連絡先に伝達し、注意喚起すること。

2. 除雪作業中の事故防止に向けた住民に対する普及啓発・注意喚起

(1) 雪下ろし等除雪作業中の事故防止

昨冬期の雪による犠牲者のうち、雪下ろし等除雪作業中の死者が 7 割強

と多いことを踏まえ、複数人での作業の実施、携帯電話の携行、命綱・ヘルメットの正しい着用、はしごの固定、除雪機への巻き込まれ事故の防止等の実践的な留意点について普及啓発・注意喚起を行うことにより、除雪作業中の安全対策の徹底を図ること。

(2) 高齢者の事故防止

昨冬期の雪による犠牲者のうち、65 歳以上の高齢者の死者が 6 割強であることを踏まえ、支援の必要な高齢者宅の状況を市町村、消防機関、福祉関係機関等との連携による巡回等により把握し、必要に応じ消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力の下、事故を防止し、高齢者が無理をすることなく除雪する取組を促進すること。

3. 安全で円滑な雪処理体制の整備

(1) 地域コミュニティの共助による雪処理活動（地域一斉雪下ろし等の推進）

自治会等が中心となり、地域住民等が日時を決めて一斉に生活道路や公共施設の除排雪を実施すること、組織的に、雪下ろしの困難な高齢者、障がい者世帯等の雪下ろしや敷地内の排雪を行うこと等が安全で円滑な雪処理を図る上で有効と考えられる。このため、地域の実情に応じて、こうした取組を普及啓発するとともに、近隣同士の除雪作業時の見守りや声かけを行うことを奨励すること。

(2) 除雪ボランティアの安全確保対策

雪下ろし作業の困難な高齢者、障がい者等を支援し、除雪作業に必要な人材を確保するため、地方公共団体、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を促進すること。また、除雪ボランティアを受け入れる場合にあっては、安全な除雪作業に関する事前学習、ボランティア保険への加入奨励、危険作業の回避、ヘルメット等の装備の徹底等の安全確保対策を十分に講じるよう普及啓発すること。

(3) 広域連携による担い手確保及び情報交換等

雪処理の担い手が不足している地域において、雪処理等支援体制を確保するため、災害時に相互協力をするための協定を活用するなど、地域の実情に応じて、広域連携による雪処理等の取組及び情報交換を促進すること。

(4) 資機材の確保支援

地方公共団体への除雪機械の貸し出し、建設機械等の除雪への活用を迅速に行える体制を整えること。

(5) 空き家等の対策

ア 平常時より、空き家等の除雪については所有者を特定し、当該所有者の責任において実施させる取組を促進すること。また、空き家等に係る除排雪に関する先進的な取組の普及を図ること。

イ 所有者が不明である等の理由で空き家等の除雪を行う必要がある場合には、以下の対応が可能であることを地方公共団体に対し周知すること。

(7) 災害対策基本法による対応

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合には、災害対策基本法第62条第1項に基づく災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置として、空き家に係る雪害対策を行うことができること。

この際、応急措置を実施するため必要であると認めるときであつて、危険を防ぐための緊急避難措置として必要な場合に限り、災害対策基本法第64条第1項に基づき、市町村長の判断で除雪のために当該空き家等に立ち入ることができること。

(4) 災害救助法による対応

災害救助法が適用されている場合で、当該空き家等の倒壊等により隣接する住家に被害が発生し、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがある場合には、同法第23条第1項第10号に基づく障害物の除去として除雪を行うことができること。

(6) 雪捨て場の確保

事前に雪捨て場の確保と整備を図り、周知するとともに、大雪に備え、雪捨て場面積の拡大等柔軟かつ迅速に対応できる体制をあらかじめ整えておくこと。

4. 適切な道路管理と交通対策

チェーン装着等についての車両運転者、関係団体等への啓発活動、集中的な降雪により走行不能となる車両が発生した際の早期通行止めによる連鎖的滞留の防止、各関係機関の間で通行止めの措置等に関する情報共有等の適切な道路管理及び交通対策を実施すること。また、雪崩防止施設等の巡視・点検の実施の徹底により、道路等の安全確保を図ること。

5. 大雪発生に備えた災害即応体制の確立

(1) 総合的な防災体制の確立

国、道府県、市町村、関係団体及び住民が一体となった総合的な防災体制の確立を図ること。具体的には、大雪により、大きな被害が予測される場合においては、指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関から地方公共団体に、事前に情報連絡要員を派遣するなど、連携を強化すること。また、救援等の要請があった場合には、迅速かつ的確に対応できるようあらかじめ体制を整備すること。

(2) 関係業界から除排雪に係る協力を確保する取組の推進

大雪に対する除排雪の担い手確保のため、所管省庁は、発注工事等の一時的な中断等、関係事業者が除排雪作業を迅速に行えるよう、地方支分部局に關係事務の弾力的な運用を促すなどの取組を推進すること。また、関係業界と連携し、広域的な除排雪の体制の整備を推進すること。

(3) ライフライン事業者等の警戒体制の強化

ライフライン事業者は、大雪による障害発生未然防止に努めるとともに、大雪による障害が発生した際に迅速な対応ができるよう警戒体制を構築すること。また、ライフライン事業者の所管省庁は、ライフライン事業者に警戒体制の強化を促すこと。

(4) 災害救助法の適用

住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがある場合には、必要に応じて都道府県知事の判断により災害救助法を適用することも可能であることを周知すること。

なお、災害救助法を適用した際、応急救助の一環で、障害物の除去として実施した家屋の雪下ろしの費用については、国庫補助の対象となり得る。

6. 災害時要援護者及びその関連施設に対する平常時及び緊急時の適切な情報収集・除雪支援体制の整備

平常時より、高齢者等の災害時要援護者宅やその関連施設の状況を把握するため、市町村、消防機関、福祉関係機関等が連携して行う巡回等の取組を支援すること。特に大雪時に備え、適切に情報の収集や提供を行い、除雪が困難又は危険な場合においては、必要に応じ消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により、除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検及び避難の際の輸送手段等の確保を促すなど、警戒避難体制等の防災体制の整備を促進すること。

7. 雪崩等に対する警戒避難体制の確立

市町村が主体となって関係機関の協力の下に行う次のような取組を促すこと。

(1) 雪崩危険箇所等の把握及び周知

あらかじめ、関係機関と協議し、地形、降積雪の状況、過去の雪害事例等を勘案して、雪崩危険箇所等の把握に努め、関係機関を始め周辺住民に周知すること。その際、災害時要援護者、観光客等に配慮すること。

(2) 降積雪の状況等の的確な把握

大雪警報・注意報、なだれ注意報、大雪に関する気象情報等の防災気象情報に留意するとともに、降積雪の状況等を的確に把握し、状況に応じて、雪崩危険箇所等を中心に警戒巡視を行うこと。

(3) 遅滞のない避難勧告等の発令

降積雪の状況等の情報、過去の雪害事例等を勘案し、雪崩、家屋の倒壊等により、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断したときは、関係機関と連携し、遅滞なく避難勧告等を行うこと。

以上

本通知のポイント

平成 22 年度及び 23 年度は、大雪により多くの人的被害が発生したとともに、住家被害やライフライン被害等が発生した。本通知は、当該状況を踏まえ、平成 24 年 2 月「平成 24 年大雪対策」、3 月「大雪に対する防災力向上方策検討会報告書」等を踏まえた内容となっている。昨年度の通知より追記された点等について、ポイントとして以下のとおりまとめる。

【ポイント】

1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

○低温に関する異常天候早期警戒情報の降雪に関する情報の付加

2. 除雪作業中の事故防止に向けた住民に対する普及啓発

○昨冬期の雪による犠牲者の分析を行った上で、高齢者の事故防止対策等を実施する旨を明記

- ・原因別で、雪下ろし等除雪作業中の死者が 7 割強であること
- ・年齢別で、65 歳以上の高齢者の死者が 6 割強であること

3. 安全で円滑な雪処理体制の整備

○広域連携による担い手確保及び情報交換等

雪処理等支援体制確保のため、災害時に相互協力をするための協定を活用するなど、広域連携による雪処理の取組の推進

○空き家の除雪対策

空き家等の対策について、平常時及び除雪が必要な場合に分けて対策を明記

- ・平常時には、所有者を特定し、当該所有者の責任において実施させること及び空き家の除排雪の先進的な取組の推進
- ・除雪が必要な場合における災害対策基本法及び災害救助法による対応

4. 適切な道路管理と交通対策

○チェーン装着等についての車両運転者及び関係団体等への啓発活動の実施

○集中的な降雪により、走行不能になる車両が発生した際の早期交通止めによる連鎖的滞留の防止の実施

5. 大雪に備えた災害即応体制の確立

○大雪により、大きな被害が予測される場合における、関係機関からの情報連絡要員の派遣や救援等の要請の際に迅速な対応ができる体制の確保

○大雪時の除排雪の担い手確保のため、関係事業者が除排雪作業を迅速に行えるよう、発注工事等の一時的な中断等の関係事務の弾力的な運用及び関係業界との広域的な連携体制の整備

【参考資料のリンク先】

○内閣府「雪害対策のページ」

雪害対策に係る様々な資料が閲覧できます。

- ・大雪に対する防災力向上方策検討会報告書
- ・共助・公助による地域除雪の取組事例
- ・雪処理の担い手確保スキーム
- ・空き家等の除雪、除却等の事例 等

→<http://www.bousai.go.jp/setsugai/index.html>

○内閣府「平成 24 年大雪対策」

→<http://www.bousai.go.jp/oshirase/h24/120221-4kisyu.pdf>

○気象庁「異常天候早期警戒情報で「降雪に関する情報」を新たに付加し発表します（「低温に関する情報」の発表時）」

→http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/soukei_kousetsu.html

○国土交通省「豪雪地帯対策の推進」

→http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000010.html